

事務連絡
令和4年7月28日

各 都道府県 保護施設主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

保護施設等への支援に関する

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について

平素より生活保護行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」（令和4年6月17日付け事務連絡）により、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている保護施設等において、電気・ガス料金を含む公共料金の負担が生じている場合等においても、地方公共団体の判断により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、「臨時交付金」という。）を活用し、事業者の負担の軽減に向けた取組を進めていくようお願いしたところです。

貴部局におかれては、事業者の負担の軽減に向けて、臨時交付金を積極的にご活用いただくよう改めてお願いします。

また、各都道府県におかれては、取組の検討状況について把握したく、

- ・ 物価高騰等に関し、保護施設等が対象となる臨時交付金を活用した支援を行っている又は行う予定があるか否か及び給付開始時期
- ・ 管下の市町村及び特別区において、物価高騰等に関し、保護施設等が対象となる支援を行っている又は行う予定があるか否か及び給付開始時期

について、8月4日（木）までに、別添様式にて厚生労働省（seihojiritsu@mhlw.go.jp）までご報告いただくようお願いいたします。

厚生労働省 社会・援護局 保護課
保護事業室 自立支援係
連絡先：03-5253-1111（内線2833）
seihojiritsu@mhlw.go.jp